

訪問販売お断りステッカー配布事業について

1 事業の目的と概要

平成 28 年度中に、市消費生活センターが受けた相談件数において、前年度比で「訪問販売」が 14% (93→106 件)、「訪問購入」が 140% (5→12 件) 増加しており、その中でも、60 歳以上の高齢者からの相談が 60% 超という状況です。

そこで、市では、悪質な訪問販売等の被害防止と抑止を目的とした「訪問販売お断りステッカー」を作成しました。ステッカーは、悪質な訪問販売に困っている方に活用していただくため、自治会の協力を得て広く配布する予定です。

このステッカーを玄関先等に貼ってもらうことで、悪質な訪問販売があった際に、ステッカーの力を借り、拒否の意思表示がしやすくなります。

特に被害に遭いやすい高齢者世帯には、民生委員・高齢者ふれあい相談員等による地域見守り活動の中で、高齢者世帯への戸別訪問の際に配布する「ふれあい通信」に本ステッカーの活用促進についての案内記事を掲載するとともに、相談員が直接説明し、ステッカーを貼ってもらうことにより、高齢者の消費者被害の防止効果を高めていきます。

2 配布方法・時期等

- ・自治会を通じて広報紙配布世帯（約 48,500 世帯）へ配布します。
- ・広報とちぎ 2 月号（1 月 19 日配布開始）の回覧に併せて配布します。

注意 配布するステッカーの貼付け（掲示）は、任意です。

また、本ステッカーを貼ることで、適法に行われる訪問販売活動を妨げるものではありません。

3 ステッカーの様式等

ステッカーについては別添のとおり

- ・大きさは、縦 150 mm×横 50 mm 程度
- ・栃木市のマスコットキャラクターとち介を配置し、市民に親しみやすいデザインとしました。
- ・玄関ドア付近にシールを貼ることを考慮し、耐候性・耐暑性のある素材を使用しています。
- ・シールの裏側の台紙中央に切り込み（スリット）を入れ、高齢者でも剥がしやすいように工夫しています。

問合せ 生活環境部 市民生活課 市民生活係
渡邊浩志

Tel.0282-21-2121 FAX0282-21-2678

平成30年（2018年）

ふれあい通信 2月号



訪問販売・買取に注意しましょう

【こんな訪問を受けたことはありませんか？】

- ① 突然「布団を見せてほしい。」と訪問を受け、「今の布団では汚れているし、体に悪いので、新しい布団を購入した方がよい。」としつこく勧めてきた。

消費者庁イラスト集より



- ② 「古着を買い取るので、見せてください。」と家に上がり込み、「貴金属類はありますか？」と言葉巧みに貴金属を出させ、売るつもりがなかった母の形見の貴金属まで安値で買い取られてしまった。



無理にとは
言いませんけど、
今決めないと、
後悔しますよ

消費者庁イラスト集より

また、粗大ごみや廃品を回収しますと言って訪ねてきた業者に依頼したら、高額な請求をされた。

- ③ 「屋根の点検に来ました。火災保険に入っていれば、屋根や雨どいの修理が無料でできます。」と言われ、修理の契約をしてしまった。

消費者庁イラスト集より



いりません！

訪問を受けても、契約の意思がない場合は、「必要ありません。」「いりません。」「売るつもりはありません。」とはっきり断りましょう。

消費者庁イラスト集より

「訪問販売・買取 お断り！」ステッカーを貼りましょう

悪質な業者への抑止力になるよう、ステッカーを作成し、広報とちぎ2月号と一緒に各家庭に配布済みです。ステッカーを貼るだけでは拒否の意思表示にはなりません。望まない訪問を受けた場合は、はっきり断りましょう。拒否の意思を示した消費者への勧誘は法律で禁じられています。

しつこい訪問や電話があったら、消費生活センターにご相談ください。



寒い季節「湯たんぽ」の使い方に注意しましょう

まだまだ寒い日が続きますね。就寝時に「湯たんぽ」を使っている方も多いのではないでしょうか。

「湯たんぽ」には様々な種類があり、沸かしたお湯を入れて使うタイプのほかに、水を入れてIHヒーターで直接加熱するものや、電子レンジで温めるタイプ、充電式タイプなどが発売されています。

製品によってそれぞれ注意点が異なりますので、使用前には取扱説明書や注意表示をよく読み、安全に使用しましょう。

特に以下の点に気を付け、事故を防止しましょう。

- (1) 使用中の低温やけどに注意しましょう。
 - ・長時間身体に接触させないようにしましょう。
 - ・布団を温めた後は布団から出しましょう。
- (2) 加熱・充電時の熱し過ぎによる湯たんぽの破損や破裂、やけどに注意しましょう。
 - ・製品ごとに指定された加熱方法、加熱時間を守りましょう。
- (3) お湯などの内容物の漏れによるやけどに注意しましょう。
 - ・使用前によく点検し、亀裂や破損がないか確認しましょう。
 - ・使用中に製品の異常に気づいたらすぐに使用を中止しましょう。

栃木市消費生活センター 電話：0282-23-8899

所在地：栃木市入舟町15-5（入舟庁舎1階）

相談時間：9:00～16:00